

委 託 業 務 契 約 書 (案)

収 入  
印 紙

- 1 委 託 業 務 の 名 称 「平成 27 年度持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成モデル事業」Web コンテンツ作成業務委託
- 2 履 行 期 間 契約締結日から平成 28 年 3 月 25 日まで
- 3 業 務 委 託 料 金 円  
(取引に係る消費税および地方消費税の額を含む。)
- 4 契 約 保 証 金

頭書業務の委託について委託者公立大学法人滋賀県立大学理事長 大田 啓一 (以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)との間において、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第 1 条 乙は、別添「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料 (以下「委託料」という。)をもって、頭書の履行期間 (以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務 (以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議し定める。

(再委託等の禁止)

第 2 条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第 3 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、または報告を求める事ができる。

(業務内容の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料または履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けた時は、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償金額は、甲乙協議して定める。

(委託料の変更等)

第5条 乙が事業の実施にあたり、別添「仕様書」について定められた事項に反した場合には、委託料の変更または契約の解除ができるものとする。

(期間の延長)

第6条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第8条 乙の責めに帰する事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込があると認められた時は、甲は、延滞金を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は、委託料に対して、延長日数1日につき契約金額の年2.9パーセントに相当する金額を延滞違約金として徴収する。

3 甲の責に帰する事由により第10条の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は、甲に対し契約金額の年2.9パーセントの割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(検査および引渡し)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅延なく、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

- 3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられた時は、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項を準用する。
- 4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅延なく、当該目的物を甲に引き渡すものとする。

(委託料の支払)

第 10 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求があったときは、請求日の翌月末までに支払わなければならない。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、期限内に履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、委託業務に着手しないとき。
- (3) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、甲が本契約を解除しても、乙は甲に対して損害および異議の申し立てをすることはできない。

(誓約書の提出)

第 12 条 乙は、滋賀県暴力団排除条例(平成 23 年滋賀県条例第 13 号)の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第 13 条 乙は、この契約の履行に当たり第 11 条第 3 号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当介入を受けた場合は、ただちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(違約金)

第 14 条 乙の責めに帰すべき事由により、甲が契約を解除したときは、乙は、委託料の 100 分の 10 を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(著作権等)

第 15 条 委託業務の結果生じた著作権等の帰属については、甲に帰属する。

(成果の帰属)

第 16 条 乙が委託業務の実施により得た成果は、すべて甲に帰属するものとする。

2 前項の成果に係る著作権については、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条(翻訳権、翻案権等)及び第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を含むものとする。また、乙は、成果品、その他これに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。

(著作権等の保証)

第 17 条 乙は、甲に対し、成果品について第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

2. 調査報告書について第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、乙はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。

(権利義務譲渡の禁止)

第 18 条 甲及び乙は、互いに相手方より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

(秘密の保全)

第 19 条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してならない。

(合意管轄)

第 20 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約内容の変更)

第 21 条 本契約の内容変更は、当該変更内容につき事前に両当事者が協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

(契約外の事項)

第 22 条 この契約に定めのない事項については必要な事項については公立大学法人滋賀県立大学会計規則及び公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程、その他法令に従うほか、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印のうえ各自 1 通を保持する。

平成 年 月 日

甲 滋賀県彦根市八坂町 2 5 0 0  
公立大学法人滋賀県立大学  
理事長 大田 啓一 印

乙

印

別紙 1（第 1 条関連）

※滋賀県立大学「平成 27 年度持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成モデル事業」Web コンテンツ作成業務委託仕様書を添付

## 誓 約 書

（あて先）

公立大学法人滋賀県立大学理事長

私は、公立大学法人滋賀県立大学が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、公立大学法人滋賀県立大学の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、公立大学法人滋賀県立大学理事長が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

### 記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

平成 年 月 日

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 \_\_\_\_\_

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

（ふりがな）

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

〔代表者の生年月日・性別〕

生 年 月 日 （明治・大正・昭和・平成） 年 月 日 性別（男・女）